

福岡県公報

平成25年4月2日
第3484号

目次

告示(第574号-第592号)

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 1
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) …………… 2
- 建築基準法第6条第1項第4号の規定による区域の指定の廃止 (建築指導課) …………… 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 都市計画区域の変更 (都市計画課) …………… 4
- 都市計画の変更 (都市計画課) …………… 4
- 都市計画の変更 (都市計画課) …………… 4
- 福岡県母子寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務の委託 (児童家庭課) …………… 4
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 4
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 5
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 5
- 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 5
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 6
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 6
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 6

- (農山漁村振興課) …………… 6
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 6
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 7

公 告

- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (子育て支援課) …………… 7
- 技能教育施設の指定の解除 (教育庁高校教育課) …………… 7
- 技能教育施設に係る連携科目等の指定 (教育庁高校教育課) …………… 8

選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (市町村支援課) …………… 9
- 県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 (市町村支援課) …………… 9
- 県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (市町村支援課) …………… 9

公安委員会

- 少年指導委員の委嘱 (警察本部少年課) ……………10

告 示

福岡県告示第574号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
田川郡大任町大字今任原字別所浦79番5、79番6、79番9、79番10、80番1、81番

3、82番2、82番3及び83番2並びに字六反田87番20、88番2、89番3及び89番4

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

田川郡大任町大字大行事3067番地

大任町長 永原 譲二

福岡県告示第575号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年4月2日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成25年3月15日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 （仮称）スーパーセンタートライアル上津店

(2) 所在地 福岡県久留米市上津1654番地-1

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成25年11月16日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,729平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
建物西側(駐車場No.1)	33
建物屋上(駐車場No.2)	78
合 計	111

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数(台)
建物南側	50

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物内西側	95.2

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内北側	33.78

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社トライアルカンパニー	24時間営業	

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 建物敷地北側及び南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

福岡県告示第576号

建築基準法第6条第1項第4号の規定による区域の指定（平成16年5月福岡県告示第979号）は、廃止する。

平成25年4月2日

福岡県知事 小川 洋

福岡県告示第577号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月2日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡須恵町大字旅石字宮ノ下523番1から523番5まで、529番1、529番2、535番1から535番3まで、536番1、536番3、543番1、544番1、544番2、546番1、546番3、547番1、547番6及び547番7並びに字篠堀560番2並びにこれらの区域内の道路・水路である町有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡須恵町大字須恵771番地

糟屋郡須恵町長

中嶋 裕史

福岡県告示第578号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年4月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	-----	---------------	---------------

久留米	県道	鳥 栖 倉 線	前	小郡市福童435番2先から 小郡市二森1398番1先まで	6.4 ～ 31.0	1,481.8
			前	小郡市福童435番2先から 小郡市二森1398番1先まで	15.0 ～ 43.0	1,650.0
			後	小郡市福童435番2先から 小郡市二森1397番1先まで	6.5 ～ 43.0	1,876.5
			後	小郡市福童435番2先から 小郡市二森1397番1先まで	15.0 ～ 43.0	1,650.0

福岡県告示第579号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年4月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	二 森 崎 線	前	小郡市二森1724番18先から 小郡市二森1653番2先まで	7.7 ～ 12.2	269.7
			後	小郡市二森1665番1先から 小郡市二森1653番2先まで	9.0 ～ 12.2	61.8

福岡県告示第580号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定に基づき、都市計画区域を次のように変更するので、同条第6項において準用する同条第5項の規定により公告する。

平成25年4月2日

福岡県知事 小川 洋

1 都市計画区域の名称

宗像都市計画区域

2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

宗像市多禮、田島、深田、牟田尻、吉田、江口、池田、田野、公園通り一丁目、公園通り二丁目、公園通り三丁目、上八及び鐘崎の全部並びに神湊の一部

福岡県告示第581号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成25年4月2日

福岡県知事 小川 洋

宗像都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第582号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成25年4月2日

福岡県知事 小川 洋

宗像都市計画区域区分を変更

福岡県告示第583号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県母子寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年4月2日

福岡県知事 小川 洋

1 委託先 ニッテレ債権回収株式会社

2 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号

3 委託期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

福岡県告示第584号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年4月2日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

飯塚市八木山字長倉2373の1、2391の2

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字長倉2373の1・2391の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第585号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年4月2日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

筑紫野市大字平等寺1832の6（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第586号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年4月2日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

うきは市浮羽町妹川字滝ノ西3189の1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第587号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成25年4月2日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

筑紫野市大字平等寺1832の6（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第588号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成25年4月2日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和46年4月23日農林省告示第790号（1に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び香春町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第589号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成25年4月2日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和46年3月19日農林省告示第518号（国有林に係るものを除く。)

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第590号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成25年4月2日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和45年10月8日農林省告示第1452号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第591号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30

条の規定により次のように告示する。

平成25年4月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和46年2月4日農林省告示第194号（1に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び桂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第592号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年4月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成25年3月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人風

(2) 代表者の氏名

富永 義春

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑紫野市二日市西1丁目7番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、筑紫地区内の被差別部落住民をはじめとする高齢者・障がい者・単身家庭などの生活困難者及び、就労困難者などに対し、自立に向けた支援事業、生活全般にかかわる支援事業、地域の生活環境の向上、地域の活性化にかかわる事業、子どもの育成にかかわる事業を行うことにより、福祉と人権のまちづくりの推進、地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで児童福祉法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間及び児童福祉法に基づく「不利益処分」に係る処分基準の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部子育て支援課に備え置きます。

平成25年4月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見を募集しなかった理由

当該改正は、福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（福岡県条例第56号）の施行に伴い、不要となる規定を削除するなど、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、意見公募手続を実施しなかったものです。

- 2 施行日

平成25年4月1日

教育委員会

福岡県教育委員会告示第8号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設の指定を平成25年3月31日付けで解除したので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第3項の規定により次のように告示する。

平成25年4月2日

福岡県教育委員会

名 称	所 在 地
フェニックス学園高等部	北九州市八幡東区昭和2丁目3番25号

福岡県教育委員会告示第9号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設として指定した次の施設について、連携措置に係る科目を平成25年3月31日付けで指定したので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第3項の規定により次のように告示する。

平成25年4月2日

福岡県教育委員会

1(1) 技能教育のための施設の名称

福岡有朋高等専修学校（福岡市中央区大手門1丁目3番7号）

(2) 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
(普通科)

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
ビジネス実務	ビジネス実務
簿記	簿記
情報処理	情報処理

(商業科)

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
課題研究	課題研究
ビジネス実務	ビジネス実務
簿記	簿記
情報処理	情報処理
電子商取引	電子商取引

2(1) 技能教育のための施設の名称

北九州自由高等学院（北九州市小倉北区弁天町5番8号）

(2) 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス実務	ビジネス実務
情報処理	情報処理
電子商取引	電子商取引

3(1) 技能教育のための施設の名称

専修学校久留米ゼミナール（久留米市天神町2丁目56番地）

(2) 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス実務	ビジネス実務
情報処理	情報処理
電子商取引	電子商取引

4(1) 技能教育のための施設の名称

英数高等学院（福岡市早良区室見4丁目2-24）

(2) 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
情報処理	情報処理

5(1) 技能教育のための施設の名称

九国高等学院（飯塚市新飯塚4番17号コンパルハイツ2階）

(2) 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
課題研究	課題研究
情報処理	情報処理

6(1) 技能教育のための施設の名称

福岡国際高等学院（古賀市舞の里3丁目4番5号）

(2) 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
課題研究	課題研究
情報処理	情報処理

7(1) 技能教育のための施設の名称

KTC中央高等学院福岡キャンパス（福岡市博多区博多駅東2-8-25）

(2) 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
ビジネス実務	ビジネス実務
マーケティング	マーケティング

8(1) 技能教育のための施設の名称

高宮学院高等部（福岡市南区野間1丁目11-25新松崎ビル2F）

(2) 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス実務	ビジネス実務
マーケティング	マーケティング
広告と販売促進	広告と販売促進

9(1) 技能教育のための施設の名称

KTC中央高等学院小倉キャンパス（北九州市小倉北区浅野1-1新幹線小倉駅1階）

(2) 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
ビジネス実務	ビジネス実務
マーケティング	マーケティング

10(1) 技能教育のための施設の名称

C & S音楽学院（福岡市早良区荒江二丁目17番1号）

(2) 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
情報処理	情報処理
電子商取引	電子商取引

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成25年3月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成25年4月2日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

82,492

福岡県選挙管理委員会告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、平成25年3月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成25年4月2日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

615,572

福岡県選挙管理委員会告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成25年3月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成25年4月2日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	29,446
北九州市小倉北区	49,907
北九州市小倉南区	58,012
北九州市若松区	23,333
北九州市八幡東区	20,124
北九州市八幡西区	69,979
北九州市戸畑区	16,589
福岡市東区	76,372
福岡市博多区	57,237
福岡市中央区	48,471
福岡市南区	67,136
福岡市城南区	32,929
福岡市早良区	56,410
福岡市西区	51,414
大牟田市	34,473
久留米市	81,440
直方市	16,012
飯塚市・嘉穂郡	39,829
田川市	13,774
柳川市	19,406
八女市	11,238
筑後市	12,986
大川市・三潞郡	14,164

行橋市	19,642
中間市	12,507
小郡市・三井郡	19,743
筑紫野市	27,043
春日市	28,744
大野城市	25,548
宗像市	26,029
太宰府市	18,904
古賀市	15,682
福津市	15,593
うきは市	8,706
宮若市・鞍手郡	15,523
嘉麻市	11,852
朝倉市・朝倉郡	24,313
みやま市	11,373
前原市・糸島郡	26,928
筑紫郡	12,794
糟屋郡	57,440
遠賀郡	26,485
八女郡	12,985
田川郡	23,594
京都郡	15,545
築上郡・豊前市	17,217

公安委員会

福岡県公安委員会告示第75号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次の者を平成25年4月1日付けで少年指導委員として委嘱するので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により告

示する。

平成25年4月2日

福岡県公安委員会

氏名	連絡先	活動区域
大崎 信昭	092-734-0110 中央警察署 (少年係)	中央警察署の管轄区域
内林 美恵子		
佐藤 隆昭		
坂本 秀代		
後藤 和範		
井上 鴻一		
舌間 建喜		
梅月 智子		
石村 伸男		
糸山 岩親		
井上 道人		
中村 康三	092-412-0110 博多警察署 (少年係)	博多警察署の管轄区域
貞閑 秀男		
満生 博文		
福山 和代		
安武 重次郎		
松村 秀豊		
片岡 良二	092-412-0110 博多警察署 (少年係)	博多警察署の管轄区域
笹山 守人		
迫野 譲二		
安藤 進	092-643-0110 東警察署 (少年係)	東警察署の管轄区域
井上 耕治		
長 隆行		
井手 英一	092-643-0110 東警察署 (少年係)	東警察署の管轄区域
早川 哲也		

大崎 昭彦	092-542-0110 南警察署 (少年係)	南警察署の管轄区域
萩尾 武士		
森本 多津秋		
堀江 伸子		
重松 悦子		
鶴田 満徳		
矢野 幸子		
樫本 幸好		
平木 幸子		
有留 美樹		
上野 晃人		
後藤 武司		
緒方 健二		
吉村 雄二	092-805-6110 西警察署 (少年係)	西警察署の管轄区域
柳田 豊		
富山 孝昭		
小野 眞利	092-939-0110 粕屋警察署 (少年係)	粕屋警察署の管轄区域
中村 幸雄		
森實 二夫	092-929-0110 筑紫野警察署 (少年係)	筑紫野警察署の管轄区域
結城 満義		
平野 建蔵		
酒巻 昭雄		
有働 道子		
宮崎 哲夫		
中野 正常	0946-22-0110 朝倉警察署 (少年係)	朝倉警察署の管轄区域
中原 茂利		
飯田 昭雄		
吉野 裕晴		

永尾元彦	093-583-0110 小倉北警察署(少年係)	小倉北警察署の管轄区域
永田義則		
山下邦弘		
若林桂次		
村田忠照		
水岩敏昭		
杉信市		
松永忠義		
比嘉光雄		
丸山智明		
友口愼一	093-923-0110 小倉南警察署(少年係)	小倉南警察署の管轄区域
和智岡子		
矢野了	093-923-0110 小倉南警察署(少年係)	小倉南警察署の管轄区域
濱田俊史		
林利治	093-662-0110 八幡東警察署(少年係)	八幡東警察署の管轄区域
宮地久男		
原哲弘		
芳野毅	093-645-0110 八幡西警察署(少年係)	八幡西警察署の管轄区域
向井浩義		
梶原茂義		
松浦克巳		
木村幸男		
波多野直之		
木村嘉穂	093-691-0110 折尾警察署(少年係)	折尾警察署の管轄区域
塚本喬		
遠藤辰信		
小川順一		
手代木勇一		
濱小路兼生		

山下庸子	092-771-0110 若松警察署(少年係)	若松警察署の管轄区域
仲山チエ子		
坂本三夫	093-861-0110 戸畑警察署(少年係)	戸畑警察署の管轄区域
菊池茂樹		
原田修		
安田壽廣	093-321-0110 門司警察署(少年係)	門司警察署の管轄区域
山口三男		
杉本忍		
門田正信		
猪山功		
山田耕治	0930-24-5110 行橋警察署(少年係)	行橋警察署の管轄区域
江本満		
三宅昭		
榎信義	0948-21-0110 飯塚警察署(少年係)	飯塚警察署の管轄区域
井上豊治		
古賀利広		
尾木義明		
片桐明治	0948-57-0110 嘉麻警察署(少年係)	嘉麻警察署の管轄区域
中野勝哉		
久保山昭文	0949-22-0110 直方警察署(少年係)	直方警察署の管轄区域
山本岩視		
高倉演世		
埜岡昌秀		
越智一幸		
入船清	0947-42-0110 田川警察署(少年係)	田川警察署の管轄区域
田丸米藏		
徳野康博		
吉田伸宏		
重藤将宏		

福田 秀人		
鹿毛 眞		
角 正司	0942-38-0110 久留米警察署 (少年係)	久留米警察署の管轄区域
服部 昌子		
田中 幹雄		
大谷 哲也		
熊丸 雅裕		
前岡 義人		
野瀬 利宗		
八尋 義文		
谷川 候司		
高鍋 伸彦		
山口 龍二	0944-74-0110 柳川警察署 (少年係)	柳川警察署の管轄区域
原田 美治		
木下 一徳		
坂梨 博行		
吉岡 靖高	0944-43-0110 大牟田警察署 (少年係)	大牟田警察署の管轄区域
末藤 勝士		
木下 幹雄		
藤原 優子		
田中 一枝		
斉藤 敏博		